

## 利用される方へ

1 柏崎市の市民経済計算は、令和6(2024)年3月に新潟県が作成した「令和3年度新潟県市町村民経済計算(平成23年度～令和3年度)」(以下「市町村民経済計算」という。)から柏崎市分を抜粋し、まとめたものです。

2 市町村民経済計算は、市町村における経済活動を生産と分配の二面からとらえ、市町村経済全体の規模、構造、所得水準などを明らかにするものです。

3 各市町村の計数は、「県民経済計算標準方式(2015年(平成27年)基準版)」(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部)により推計された「令和3年度新潟県県民経済計算」の計数を、各種統計指標により市町村別に按分して推計されたものです。そのため、概念については県民経済計算に準拠しています。

なお、「県民経済計算標準方式」は、国民経済計算に準拠し、概ね5年に1度のペースで統計基準年の変更を行っており、「令和元年度新潟県県民経済計算」から平成27年基準への改定が行われました。

また、推計に用いるデータの多くは、当該年度(推計対象年度)が終了してから1年以上経過した後に公表されることに加え、推計作業にも相応の時間を要することから、当該年度から概ね2年遅れで公表されています。

4 県民経済計算では、基準の改定のほか、新たな統計資料の取り込みなども随時行われますので、毎年過去に遡って再計算し、数値が改定されます。

本報告書における市民経済計算の推計対象年度は令和3(2021)年度ですが、平成23(2011)年度まで遡及して改定していますので、令和2(2020)年度以前の数値を利用する場合においても、本報告書の数値を利用してください。

なお、過去に公表された平成22(2010)年度以前の計数は、基準年が異なるため本報告書の計数とは接続しませんので御注意ください。

推計方法の詳細は、26ページの「令和3(2021)年度市町村民経済計算 推計方法概略」を御参照ください。

5 統計表中の計数は、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

6 この報告書における符号等の用法は、次のとおりです。

「△」…………… マイナス

「0」又は「0.0」…………… 単位に満たないもの

「-」…………… 該当数値がないもの又は無意味なもの

増加率、寄与度は次式により算出しています。

$$\text{増加率} = \frac{\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}}{\text{前年度の計数 (絶対値)}} \times 100 (\%)$$

$$\text{寄与度} = \frac{\text{ある項目の当年度の数値} - \text{ある項目の前年度の数値}}{\text{前年度の全体額 (絶対値)}} \times 100 (\%)$$

7 総人口は、国勢調査のあった年度においては「国勢調査」(総務省)を使用し、それ以外の年度においては「新潟県の人口移動」(新潟県統計課)の各年10月1日現在の人口を使用しています。

8 この報告書についてのお問合せや御意見等は、下記あてにお願いします。

柏崎市総合企画部企画政策課情報統計係

電話 0257-43-9142 (直通) 又は 0257-23-5111 (内線 3604)

メール [toukei@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:toukei@city.kashiwazaki.lg.jp)

※新潟県県民経済計算、新潟県市町村民経済計算の内容は、新潟県のホームページから御覧いただけます。

にいがた県統計ボックス <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/>